

業務及び財産の状況に関する説明書類

第34期 令和元年 9月1日から
令和 2年8月31日まで

令和 2年11月29日作成

監査法人名 清稜監査法人
所在地 大阪市中央区本町1丁目6番16号
いちご塚筋本町ビル
代表者 代表社員 石井 和也

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当監人は、次の各号の業務を行うことを目的としています。

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は、次のとおりです。

昭和 6 2 年 5 月	清稜監査法人を設立、同時に東京事務所を開設 代表社員 4 名（堀内、藤本、林、卯野） 社員 3 名（高橋、東川、上田）
平成 1 年 1 0 月	社員 3 名（高橋、東川、上田）が代表社員に昇格 代表社員 2 名（竹村、小田久）が新規加入
平成 6 年 1 月	代表社員 1 名（稲岡）が新規加入
平成 1 2 年 1 2 月	職員 3 名（石井、松嶋、宮本）が社員として新規加入
平成 1 5 年 7 月	社員 3 名（石井、松嶋、宮本）が代表社員に昇格 代表社員 1 名（小田利）が新規加入
平成 1 6 年 1 0 月	職員 1 名（田中）が社員として新規加入
平成 1 8 年 3 月	社員 1 名（田中）が代表社員に昇格
平成 2 0 年 7 月	代表社員 2 名（堀内、藤本）が退社
平成 2 0 年 8 月	職員 1 名（加賀谷）が社員として新規加入
平成 2 0 年 1 1 月	代表社員 1 名（稲岡）が退社
平成 2 2 年 7 月	代表社員 1 名（林）が退社
平成 2 2 年 8 月	社員 1 名（加賀谷）が代表社員に昇格 職員 1 名（船越）が社員として新規加入
平成 2 4 年 2 月	職員 2 名（加地、森本）が社員として新規加入
平成 2 4 年 4 月	社員 1 名（花枝）が新規加入
平成 2 4 年 7 月	代表社員 1 名（松嶋）が退社
平成 2 4 年 8 月	社員 1 名（船越）が代表社員に昇格 職員 1 名（池田）が社員として新規加入
平成 2 4 年 1 2 月	代表社員 1 名（高橋）が退社
平成 2 6 年 1 月	代表社員 1 名（内田）が新規加入
平成 2 6 年 7 月	代表社員 1 名（竹村）が退社
平成 2 6 年 1 1 月	代表社員 1 名（内田）が退社
平成 2 7 年 7 月	代表社員 1 名（小田久）が退社
平成 2 7 年 9 月	社員 1 名（赤岩）が新規加入
平成 2 8 年 6 月	代表社員 1 名（卯野和）が退社
平成 2 8 年 9 月	社員 1 名（大西）が新規加入

平成29年10月 社員1名(池村)が新規加入
 平成30年 9月 社員1名(池村)が退社
 令和 元年 6月 社員1名(花枝)が代表社員に昇格
 令和 元年 6月 職員2名(山本、卯野貴)が社員として新規加入
 令和 元年 8月 代表社員1名(上田)が退社
 令和 2年 7月 社員1名(岸田)が新規加入

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当事業年度における我が国経済は、前半は企業収益、雇用・所得環境の改善など比較的堅調に推移しましたが、後半以降は、新型コロナウイルス感染症の拡散により国内外の経済が大きく影響を受け、景気及び先行きは非常に厳しい状況が続いています。

こうした中で当法人は、財務書類の監査又は証明の業務を主たる業務として、金融商品取引法監査、会社法監査、私立学校振興助成法監査等の法定監査並びに認定こども園を持つ学校法人及び社会福祉法人の任意監査、医療法人、社会医療法人、社会福祉法人の法定監査を行っています。

当事業年度における被監査会社等は、企業では金融商品取引法・会社法監査において1社増加しました。会社法単独の監査には異動ありませんでした。学校法人その他の監査では、学校法人新規受嘱が10法人ありました。この内、4法人が任意監査です。

一方、学校法人7法人、医療法人1法人、社会福祉法人1法人の合計9法人が解約となりました。

また、学校法人8法人が私学振興助成法監査から任意監査に移行し、学校法人1法人が任意監査から私学振興助成法監査に移行しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

当事業年度において、新たに開始した業務はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和2年8月31日現在

種 別	被 監 査 会 社 等 の 数	
	総 数	内 大 会 社 等 の 数
金 商 法 ・ 会 社 法 監 査	8 社	8 社
金 商 法 監 査	0	0
会 社 法 監 査	3	0
学 校 法 人 監 査	327	0
労 働 組 合 監 査	-	-
そ の 他 の 法 定 監 査	-	-
そ の 他 の 任 意 監 査	128	0
計	466	8

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	大 会 社 等	そ の 他 の 会 社 等
対 象 会 社 等 数	0 社	2 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 品質管理規程第8章「審査」に、すべての監査業務について監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するための監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め、これに従い監査計画に関する審査と監査意見に関する審査を行っています。

また、品質管理規程第10章「品質管理のシステムの監視」に、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定め、定期的なレビューを循環的に行っています。

さらに、品質管理規程第22条「専門要員の適性及び能力」では、監査実施者の適性及び能力を高めるための手続及び方針を定めています。これに従い、監査実施者に対し、必要な教育・研修を行っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人では、品質管理規程を定め、すべての監査業務に適用しています。したがって、当法人が監査契約を締結しているすべての監査業務の監査実施者は、当法人の監査の品質管理に関する方針と手続に準拠しなければなりません。品質管理規程では、次の事項に関する品質管理に関する方針及び手続を設定しています。

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、会長は、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしています。

当法人は、当法人及び監査実施者が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動について方針及び手続を定めています。

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する次の方針及び手続を定めています。

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等が含まれています。

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めています。この方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続が含まれています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っています。また、それぞれの監査実施者は、担当外の監査

業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならないと定めています。また、業務執行社員は、監査業務において適切な措置を講じても受容可能なレベルにまで軽減又は除去することができないような独立性に対する脅威を識別した場合、会長と討議し、独立性に対する脅威を生じさせるような行為や関係の排除、監査契約の解除等の適切な行動を決定しなければならないこととしています。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和2年11月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の会長であり、当監査法人の品質管理システムの最高責任者である代表社員石井和也は、当監査法人の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
16 人	0 人	16 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
常務会	経営に関する重要事項の決定又は承認	6 人	0 人	6 人

三. 事務所の概況

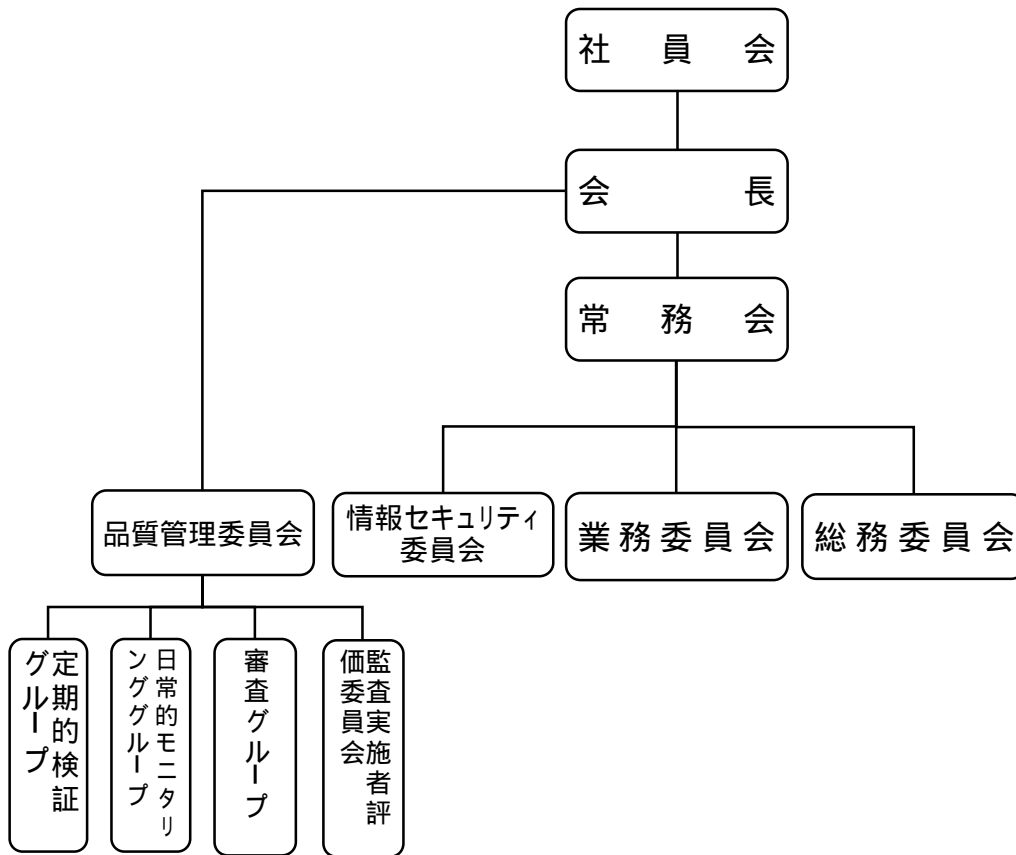
名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	大阪市中央区本町1丁目6番16号	1 人	0 人	1 人	1 人

本部	いちご塚筋本町ビル	1	0	1	0
(従) 東京事務所	東京都中央区日本橋人形町1丁目19番2号 TMビル	2 人	0 人	2 人	1 人
計		16 人	0 人	16 人	5 人

四. 監査法人の組織の概要

当法人では、最高意思決定機関である社員会を筆頭に、会長、常務会、品質管理委員会、情報セキュリティ委員会、業務委員会、総務委員会等の機関を設置しています。組織図は下記の通りです。

清稜監査法人 組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	第33期 平成30年9月1日～令和元年8月31日	第34期 令和元年9月1日～令和2年8月31日
売上高 監査証明業務	510,707,678	527,620,971

非監査証明業務	3,045,190	2,473,637
合 計	513,752,868	530,094,608

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類の添付を省略します。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類の監査を受けておりません。

4. 供託金の額

該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

令和2年8月31日現在

株式会社シマノ 林兼産業株式会社 松本油脂製薬株式会社 株式会社ニッカトー イサム塗料株式会社 旭精工株式会社 株式会社キムラタン 株式会社誠建設工業
--

